

公立大学法人大阪におけるカスタマー・ハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

公立大学法人大阪は、大阪公立大学人権宣言や大阪公立大学ダイバーシティ宣言のとおり人権や多様性を尊重する運営を行っており、本法人の教職員が本法人において行う活動は、関係するすべての方に対して信頼や期待に応えることを心がけています。

一方で関係する方からの常識を超えた要求や言動の中には、教職員の人格を否定する言動、暴力等、教職員の人権を傷つけるものもあり、そのような言動は、職場環境や教育研究環境を害するものであり、これを受け入れることはできません。

このような考えのもと「公立大学法人大阪におけるカスタマー・ハラスメントに対する基本方針」を策定しました。この基本方針にのっとり、健全な職場環境と教育研究環境の維持向上を目指します。

本法人におけるカスタマー・ハラスメントの定義

職場、教育研究の場において行われる顧客※、取引の相手方、施設の利用者その他の本法人の行う事業に関係を有する者の言動であって、本法人の教職員等が従事する**業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの**により当該教職員等の就労、教育又は研究環境が害されること。

※「顧客」には、学生本人やその保護者などの家族、患者やその家族、近隣住民や今後本法人の事業を利用する可能性がある潜在的な顧客も含まれます。

本法人におけるカスタマー・ハラスメントに該当する可能性のある言動の例

- ① 身体的な攻撃（暴行、傷害）
 - ・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
 - ・物を投げつけること。
 - ・わざとぶつかること。
 - ・つばを吐きかけること。
- ② 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、暴言、土下座の強要等）
 - ・施設や備品を壊すことをほのめかす発言や SNS 等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって教職員を脅すこと。
 - ・SNS 等のインターネット上へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと。
 - ・教職員の人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。
 - ・土下座を強要すること。
 - ・盗撮や無断での撮影を行うこと。
 - ・教職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該教職員の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該教職員が開示することを強要する若しくは禁止すること。
- ③ 威圧的な言動
 - ・大きな声をあげて教職員や周囲を威圧すること。
 - ・反社会的な言動を行うこと。

④ 継続的、執拗な言動

- ・同様の質問を執拗に繰り返すこと。
- ・当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。
- ・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送り付けること。

⑤ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

- ・長時間に渡る居座りや電話で教職員を拘束すること。

本法人におけるカスタマー・ハラスメントへの対応

本法人がカスタマー・ハラスメントに該当すると判断した場合、原則、以後の対応をお断りさせていただきます。また、特に悪質と判断した場合には、警察、弁護士等のしかるべき機関と連携し、厳正に対処します。

（対応の例 面談、窓口対応の制限または停止

法人施設への立ち入り制限

必要に応じた警察、関係機関への通報

学則に基づく懲戒処分（在学生の場合）など）

発生したカスタマー・ハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案の発生を回避する対策を検討します。

医学部附属病院においては「ペイシエントハラスメントに対する基本方針」を制定しています。詳細は以下のリンクからご確認ください。

[ペイシエントハラスメントに対する基本方針 | ご来院の皆さまへ | 大阪公立大学医学部附属病院](#)



公立大学法人大阪における就活ハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

公立大学法人大阪は、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを許さないことを宣言しています。ハラスメント被害を受けた被害者が速やかに声を上げ、救済できる仕組みの強化と風通しの良い組織風土の醸成に全力を挙げて取り組んでいます。

本法人における就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、本法人への就職活動中^{※1}の求職者等^{※2}が、本法人の教職員から受けるセクハラ、パワハラのことを指します。

セクハラとパワハラについてはその適用範囲を「本法人への就職活動中の求職者を含む」としています。これにより本法人への就職活動中の求職者が本法人の教職員からセクハラやパワハラを受けた場合、求職者は法人内に設置されたハラスメント相談窓口へ相談し、本法人のハラスメント相談のフローに沿った対応を受けることが可能になっています。

※1 「就職活動中」とは、採用面接だけではなく、説明会・セミナー、OB・OG 訪問、インターンシップ、内定取得後も含みます。

※2 「求職者等」とは、本法人への就職活動中の学生だけではなく、法人内の学部研究科、各研究室や附属病院等の各組織への応募者も含みます。

本法人における就活ハラスメントに該当する可能性のある言動の例

(セクハラとして)

- ・容姿や服装、体型に関する発言
- ・恋愛や結婚、性的志向に関する質問・発言
- ・結婚・出産後の勤務に係る質問・発言
- ・必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
- ・身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど） など

(パワハラとして)

- ・食事等の席（飲み会など）への参加の強要
- ・圧迫質問を行い精神的に追い詰めるなど高圧的な態度で求職者を威圧する行為
- ・求職者の人格、価値観や生き方を否定する発言
- ・内定や選考通過を条件に不当な要求（他からの内定の辞退を求めるなど）をする行為
- ・無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為

（深夜の課題提出、短期間での過度な課題など） など

本法人における就活ハラスメントへの対応

法人内に設置する以下のハラスメント相談窓口にて相談を受け付けます。

通常のハラスメント対応フローに沿って対応し、相談したことによって不利益が生じることはありません。

発生した就活ハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案を発生させないよう対策を検討いたします。

ハラスメント相談窓口 > [ハラスメント相談室 | 大阪公立大学](#)



なお、本学の学生として就活中に本法人以外からハラスメントにあった場合は、学生課キャリア支援室へご相談ください。